

空家等除却促進事業補助金

●補助対象要件 次の要件を満たしていること

空家等除却事業補助金	老朽危険空家等除却事業補助金
①南関町に現存する住宅であること（倉庫、店舗兼住宅は補助対象外）	
②個人所有の住宅であること（公共団体、法人所有は対象外）	
③所有権以外の権利が設定されていないこと	
④町税等に未納がないこと	
⑤所有者又はその相続人が暴力団の構成員でないこと	
⑥譲渡契約（相続を除く）締結の日から起算して1年以内であること	⑥住宅の不良度判定で評点が100点以上であること（要事前調査）
⑦譲渡契約の相手方が3親等以内の親族でないこと	⑦故意に破損されたものではないこと

●申請期間

随時受け付けます。

※ただし、申請年度の2月末日までに解体工事が完了しない場合、既に予算上限額に達している場合は、次年度事業として取り扱いさせていただきます。

●補助金額

	内容	補助率（上限額）	備考
①	空家	除却費用(税抜)×0.8×2/3	30万円
②	老朽危険空家	※千円未満切捨て	50万円 住宅不良度判定100点以上

●申請から交付までの流れ ※各種手続き時必要書類については、裏面を確認してください。

申請者 → 町	町 → 申請者
①事前調査申込書の提出	②現地調査および調査結果通知
③交付申請書の提出	④交付決定通知
⑤着手届の提出 → 工事着工 → 支払い	
⑥実績報告（1ヵ月以内または年度内の早い日）	⑦交付確定通知
⑧請求書の提出	⑨補助金支払い

※ 交付決定後、事業内容に変更が生じる場合は、事前にご相談ください。

※ 申請時点で町税等（保育料、使用料等含む）に未納がある場合は、申請受付できません。

※ 申請者は補助金に関する書類を5年間保管してください。

例) 令和6年度申請の場合・・・令和12年3月31日まで保管

●その他

次の場合は、補助金を返還していただきます。

- ① 除却後跡地の適正な管理（除草等）を怠った場合
- ② 虚偽の申請、その他不正行為があった場合

問合せ先

南関町役場

まちづくり課

電話：0968-57-8501

※裏面に続く

空家等除却促進事業補助金必要添付書類一覧

提出時期	添付書類等	備考
①事前調査	事前調査申込書	様式第 5 号
	土地の登記事項証明書	最寄りの法務局
	建物の登記事項証明書 ※未登記の場合：固定資産課税台帳	※未登記の場合は、南関町役場税務 住民課固定資産係
	補助対象空家の位置図	任意様式
	補助対象空家の現況写真	・外観 ・室内（外観目視により、家屋内の損 壊状況が確認できない場合）
②交付申請	交付申請書	様式第 7 号
	事業実施計画書	様式第 8 号
	見積書の写し ※解体工事一式のみ記載は不可	解体費用、処分費用、人件費等の明 細の記載があるもの。
	工事施工者の建設業の許可書または解体工 事業の登録通知書の写し	解体工事費用が 500 万円（税込）以 上の場合は、 <u>許可</u> が必要
	補助対象空家の平面図	任意様式
	法定相続情報一覧図 ※所有者が既に死亡している場合	最寄りの法務局
	除却同意書 ※共有名義、所有者が既に死亡している、 所有権以外の権利が設定されている場合	様式第 9 号 共有名義人及び相続人全員分 所有権以外の権利者全員分
	委任状 ※委任を受けた者が申請する場合	様式第 10 号
	暴力団関係者でない旨の宣誓書	様式第 11 号
	除却後跡地の管理を行う旨の誓約書	様式第 12 号
	町税等の未納がないことを証する書類	補助金申請者が町外居住の場合
	空家等除却促進事業事前調査結果通知書	事前調査を申請した場合
	不動産譲渡契約書の写し	老朽危険空家等以外の場合
	上記①事前調査添付書類	事前調査を行わなかった場合
③着手届	着手届	様式第 14 号
	除却工事の請負契約書の写し	
	対象建設工事の届出書の写し	床面積 80 m ² 以上の解体工事の場合
④実績報告	実績報告書	様式第 17 号
	家屋滅失届出書	様式第 18 号
	除却費用の支払いを証明する書類の写し	
	工事状況写真	施工中、施工後の写真
	産業廃棄物管理票 E 票の写し	